一般社団法人日本建設機械 レンタル協会



Vol.3 明るい未来のある 産業を目指して!

議員立法による「建設職人の安全と地位を 向上させる改革推進基本法」の制定を目指す

日本建設職人 社会振興連盟

会長 國松 孝次

建設社会を目指す





日本建設職人社会 振興議員連盟

会長 二階 俊博

連携 主たる骨子は「安全衛生経費(労災保険料を含む)は発注者から元請受注者を経由して 「建設職人の安全と地位を向上させる基本法」 最終的に労働者の安全確保に使用されるようにするものであること」等です。

建設職人の処遇の改善

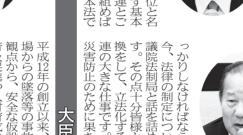
安全衛生経費の確保 発注者→元請→下請への 支払い

建設事業主の 適正経費の確保

てをつなぎ

労災保険料の確保













































日本建設職人社会場合国仮設安全大会

建設職人の安全と地位を向上さ

せる基本法制定を期す大会

賛同団体



一般社団法人全国中小建築 工事業団体連合会

若者が誇りをもてる希望に満ちた 明るい未来のある産業を目指して!!

「建設職人の安全と地位を向上させる改革推進基本法」の制定を期す決議

人の命と健康はかけがえのないものであり、労働によって命が失われたり、健康が損なわれたりす るようなことは本来あってはなりません。

建設労働人口は、全産業労働人口のわずか8%であるにもかかわらず、その労働災害死亡者数は実 に全体の35.7%を占めており、また平成26年の労働災害死亡者数は377名と、前年の342名に比べ10% 以上も増えております。 このような厳しい状況の中、昨今建設現場労働者不足の様相が顕著となっており、かつ、今後このま

ま推移すると10年間で建設職人が100万人も減少すると予想され、今、建設業は大きな岐路に立たさ れております。 これらの重大局面を転換するために取り組まなければならないことは、何よりも「人を大事にする」

という視点に立ち、「安全確保」を第一に、建設職人の「地位」と「名誉」と「所得」を向上させ、 建設業を「若者が誇りをもてる希望に満ちた明るい未来のある産業」に変革することであります。 こうした中、去る9月18日に開催された第6回日本建設職人社会振興議員連盟の総会において、こ

れらの問題の解決を図るべく、議員立法化が正式に議決されました。 このことは正に「建設業に希望の太陽」が輝きはじめ、私たちにとって「若者が誇りをもてる希望 に満ちた明るい未来のある産業」への変革へと扉を開く出来事となりました。

以上を踏まえ私たちは、次期国会において早急に特に次の四点を必須項目とした「建設職人の安全 と地位を向上させる改革推進基本法」が議員立法により制定されるよう、強くお願いするものであり ます。

- 一、建設業の適正利潤を確保すること。
- 一、建設業従事者の処遇等を改善すること。

以上、決議する。

- 一、安全衛生経費はその労務費を含め発注者から元請事業者に適正に積算・確保され、下請事業者に 支払われる施策を講じること。
- 一、一人親方の労災加入経費も安全衛生経費に明確に位置付けること。

平成27年10月14日 全国仮設安全大会 日本建設職人社会振興連盟大会

